

## 令和6年度第4回石狩市社会福祉審議会会議録

■日 時 令和7年1月27日（月） 10時00分～10時40分

■場 所 石狩市役所 5階 第1委員会室

■出席者【審議会委員】

鈴木会長・白戸委員・澤田委員・菊池委員・松原委員・石岡委員

【事務局】

富木福祉部長・市園健康推進部長・佐々木福祉総務課長・田中健康推進課長・宮原福祉総務課主査・青木健康推進課主査・岩本健康推進課主査・堀家健康推進課主任  
保健師・平野健康推進課主任

■欠席者 1人

■傍聴者 0人

■会議次第

1 開 会

2 部長あいさつ

3 諮 問

4 審 議

(1) 予防接種の自己負担額について（帯状疱疹・高齢者の肺炎球菌感染症）

5 答 申

6 そ の 他

7 閉 会

■配付資料 別添のとおり

■会議内容

### 1 開会

#### ○事務局（佐々木課長）

本日は、大変お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。

それでは定刻となりましたので、ただいまから「令和6年度第4回石狩市社会福祉審議会」を開催いたします。

本日は、若狭委員から欠席のご連絡をいただいておりますが、石狩市社会福祉審議会条例第6条の規定により、委員の過半数の出席がございますので、本審議会が成立しておりますことを、ご報告いたします。

## 2 部長あいさつ

### ○事務局（佐々木課長）

続きまして、会議次第2、部長あいさつでございます。

福祉部長の富木よりご挨拶申し上げます。

### ○事務局（富木部長）

福祉部長の富木でございます。

大変お忙しい中、本審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、本年度におきましては、昨年12月に続き、第4回目の開催となり、様々な審議案件にご意見いただいておりますことに、重ねてお礼申し上げます。本日は、このあとの次第にもありますとおり「予防接種の自己負担額について」ご審議いただきます。

市では、これまでも健康寿命の延伸・健康格差の縮小に向けた各種施策に取り組んできたところではありますが、带状疱疹の予防接種については、高齢者等の重症化予防を目的に、令和7年度から定期接種化される予定となっております。希望する方の経済的負担に配慮し、市が費用の一部を助成することとしており、このたび市民の自己負担額について諮問させていただくものです。また、高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種につきましては、市民の皆さまがより接種しやすいよう見直しを行うものですが、同じく、その自己負担額について諮問いたします。

委員の皆様からは忌憚のないご意見をいただきたくお願い申し上げ、簡単ではございますが、会議に先立ちまして私からの挨拶といたします。本日はどうぞよろしく願いいたします。

## 3 諮問

### ○鈴木会長

それでは、会議次第のとおり進めていきます。

会議次第3、諮問書の交付になります。事務局から説明願います。

### ○事務局（佐々木課長）

それでは、福祉部長の富木より、本日の審議案件について本審議会に諮問させていただきます。

### ○事務局（富木部長）

石狩市社会福祉審議会会長 鈴木幸雄様。石狩市社会福祉審議会条例第2条に基づく諮問について 下記のとおり貴審議会の意見を求めます。「予防接種の自己負担額について（带状疱疹・高齢者の肺炎球菌感染症）」

## 4 審議

### ○鈴木会長

ただいま、諮問書を受け取りました。審議に入る前に、会議録の署名委員の指名をさせていただきます。本日は、諮問案件の審議となりますので、会議録については全文筆記とし、署名委員は澤田委員と菊池委員のお二人にお願いしたいと存じます。よろしくお願いたします。

それでは、審議に入ります。事務局から資料が提出されていますので、一括して説明を受けたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(同意)

それでは、提出されております資料について、事務局から説明をお願いいたします。

### ○事務局（青木主査）

健康推進課の青木と申します。带状疱疹と高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種自己負担額について、資料に基づき、ご説明させていただきます。

はじめに、予防接種の実施主体である市町村は、接種を受けることを希望する方に対して、接種を受ける体制を整える必要があり、その際に、低所得者を除き実費を徴収することができます。本市においては、被接種者の負担軽減を図るため、接種費用の一部を助成しておりますことから、被接種者の自己負担額について、次のとおり、本審議会に諮問いたします。

1点目は、带状疱疹の予防接種についてです。国は、令和7年4月1日から、带状疱疹を予防接種法のB類疾病に位置付けることとし、定期接種の対象者等に関する具体的な規定の整備を進めています。なお、定期の予防接種の対象となる疾病には、大きくA類疾病とB類疾病がありますが、資料裏面下の方に参考で記載してありますとおり、B類疾病は、主に個人の予防目的に比重を置いているため、接種の努力義務はなく、希望する方が受けるというものです。

定期接種の対象者は、65歳以上の方と、60歳以上65歳未満の方であって、資料に記載の障がい者を有する方です。65歳以上の方については、5年間の経過措置を設け、5歳年齢ごとが対象となり、100歳以上の方については、令和7年度に限り全員が対象となります。定期接種の対象者や用いるワクチン等については、これから国が政令や省令で定めることとなりますが、被接種者の自己負担については、市町村が設定することになります。そこで、本市における自己負担額については、保険診療の自己負担が3割であることを参考に、接種費用の内、3割(100円未満切り捨て)と定めたいと考えております。具体的には、表をご覧ください。薬事承認されている带状疱疹ワクチンは2種類あります。各医療機関がどちらのワクチンを取り扱うかということと、接種を受ける方がどちらを希望されるかによりませんが、市としましては、どちら

のワクチンも助成対象といたします。左のビケン生ワクチンで、接種回数は1回、国が示している標準接種費用は1回8,860円です。この金額を参考に計算した場合、被接種者の自己負担額は2,600円、差額の6,260円を市が負担するという計算です。右側のシングリックスにつきましては不活化ワクチンで、期間を開けて2回接種する必要があります。国が示している標準接種費用は、1回22,060円ですので、自己負担は1回6,600円、2回接種しますので、自己負担は計13,200円となり、市の負担は1回15,460円が2回で30,920円という計算になります。

なお、この「標準接種費用」は、国が参考として示しているもので、実際、本市の接種費用は、診療報酬単価及びワクチン価格を基に設定しております。この診療報酬は、通常2年に一度、改定が行われており、ワクチン価格は、毎年卸売販売業者からの販売価格を参考にしておりますので、今回、自己負担を3割ということで決定した場合、自己負担額は年度によって変動する可能性があります。来年度に関しては、標準接種費用よりは若干安くなることを予定しております。

関連しますので、2点目の、高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種についても続けて説明させていただきます。①この予防接種は、65歳の方を対象に平成26年10月1日からB類疾病として定期接種化されました。その際、66歳以上の方に対しても1回の接種機会を提供するため経過措置が設けられ、平成31年3月31日までの間、各年度に5歳刻みの方（平成26年度に限っては100歳以上の方も）が接種対象となりました。この経過措置は、さらに5年間延長され、昨年、令和6年3月31日に終了しています。現在、②定期接種の対象者は、65歳の方と、60歳以上65歳未満の方であって、資料に記載の障がいを持つ方となっています。③本市における自己負担額ですが、平成26年の定期接種開始時に、近隣他市を参考に接種費用7,000円の内、5割の3,500円を自己負担と設定しました。その後、診療報酬の改定等により、接種費用は変動していますが、自己負担額は3,500円に据え置いています。今回、新たに定期接種に追加される带状疱疹と同様に、B類疾病であり、予防接種の機会が1回であることから、自己負担額の考え方についても同様となるよう、接種費用の3割（100円未満切り捨て）と定めたいと考えております。例として、令和6年度の接種費用で比較した場合、現在は、接種費用7,500円の内、3,500円が自己負担ですが、3割負担となるように計算すると、2,200円となります。

資料のご説明は以上ですが、主旨としましては、1の带状疱疹、2の肺炎球菌感染症、ともに、B類疾病の予防接種であり、接種の機会が1回であることから、自己負担の考え方を統一し、接種費用の3割に設定したいというのが諮問内容でございます。よろしくお願いいたします。

す。

○鈴木会長

はい、ありがとうございました。ただいま説明がありました。これより質疑に入ります。  
ご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

○菊池委員

带状疱疹のワクチンについてですが、生ワクチンと不活化ワクチンとで、効力の期間が違っていると聞いた記憶があるのですが、その辺いかがでしたでしょうか。

○事務局（田中課長）

健康推進課の田中です。菊池委員のご質問にお答えいたします。着座にて失礼いたします。  
まず効力ですが、ワクチンの特徴といたしましては、生ワクチンの方は細菌やウイルスの毒性を弱めて作ったワクチンです。不活化ワクチンは細菌やウイルスの毒性をなくした状態にして作ったワクチンになっておりまして、不活化ワクチンの方が長期予防効果が高く、生ワクチンは5年程度とされておりますが、不活化ワクチンは9年以上の発症予防効果があるとされております。以上です。

○菊池委員

今回、この金額で補助するということですが、5年くらいしか効力がもたないということであれば、そのあとにまた接種することを考えているのでしょうか。

○事務局（田中課長）

助成としましては1度きりとなっております。基本的に接種は一度きりにはなりますが、その辺りは効果なども含めて、お医者さんの方に相談していただくということになります。

○松原委員

今回の予防接種について、具体的な周知方法や予約の仕方などは決まっているのでしょうか。

○事務局（田中課長）

周知方法につきましては、予定ではありますが、今年度末に対象となる方に対して個別通知をする予定です。その他、市のホームページ、広報等により周知を考えてございます。

また、予約ですが、医療機関によるところにはなりますが、大体の医療機関は、これまでの予防接種において予約を取るところが多いと承知してございます。

○松原委員

自分の主治医などと相談しながらやっていくということですが、いま菊池委員からもご質問があったように、周知する際に具体的な効果などについても住民の方に説明するという理解で

よろしいでしょうか。

○事務局（田中課長）

市民の方が適切に選択できるように、丁寧な周知に努めたいと考えております。

○松原委員

带状疱疹では、定期接種の対象者は「ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方」とありますが、肺炎球菌感染症の方は、加えて「心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方」とあります。その辺りの違いをつけた理由があれば教えていただきたいです。

○事務局（田中課長）

国の通知で、带状疱疹の方が、免疫機能障害を有する方という記載になっているところです。また、薬剤の説明書の中には、免疫が低下した方に罹患のリスクが高いという記載がございます。その辺りも鑑みて、今回、带状疱疹の方は免疫機能障害の方のみにしたと考えてございます。

○松原委員

この辺りに該当する人数がどのくらいいるかは把握しているのでしょうか。

○事務局（田中課長）

はい。いまのところはおりません。

○鈴木会長

ありがとうございました。他にございませんか。

○白戸委員

このワクチンは65歳になったときに公費を助成して受けられるということですが、そのあとは自費でワクチンを受けていくということではよろしいでしょうか。

○事務局（田中課長）

そのあと、例えば何年か後にワクチンを受けたいという場合は、お医者さんに相談していただいて、接種ということになれば、任意接種、全額自己負担になると承知してございます。

○白戸委員

助成の趣旨としては、ワクチン接種を奨励するという意味でしょうか。1回目は3割負担で接種して、そのあとは自分の判断で継続して打つかどうか決めるということでしょうか。

○事務局（田中課長）

B類疾病という位置づけになりますので、国の方での接種勧奨はないことになります。その

辺りは接種を希望する方がご自身で判断して打っていただくという流れになります。

○鈴木会長

はい。他にございませんでしょうか。何でも結構ですよ。

○松原委員

近郊の札幌市ですと、50歳以上から任意接種できるなど年齢枠が低めですが、年齢枠を広げるような考えはあるのでしょうか。

○事務局（田中課長）

独自助成の点につきましては、予定はございません。

○菊池委員

生ワクチンだと接種できない病気を持っている方がいますよね。その点は、例えば周知するときに載せるのか、それとも医療機関に相談してくださいという感じで載せるのでしょうか。

○事務局（田中課長）

生ワクチンの方は、菊池委員がおっしゃるように、免疫不全の方は接種できないということになっております。この点は周知のときに丁寧にお伝えしていきたいと存じます。

○澤田委員

制度とは関係ないのですが、6年前に生ワクチンを自己負担で打ちました。仮に助成を受けて2回目を打ちたいとなったときに、1回接種しているからだめですよとなるのか、いかがでしょうか。

○事務局（田中課長）

生ワクチンの効果は5年程度となっておりますので、澤田委員におかれましてはかかりつけのお医者さんに、助成のタイミングで打つか否かも含めてご相談いただければと存じます。

○鈴木会長

はい。他にございませんでしょうか。

今回は、接種費用のうち自己負担額を3割にしてはどうかというご提案かと思います。この3割についてですが、他の自治体はどのような状況になっているか、データ等含めてありましたら、教えていただけますでしょうか。

○事務局（田中課長）

ありがとうございます。带状疱疹ワクチンですが、石狩管内の市では、札幌市、江別市、恵庭市、北広島市が自己負担約5割、千歳市は自己負担約3割ということで、あくまでも予定ということでお伺いしております。

○鈴木会長

はい、分かりました。ありがとうございます。思ったよりも札幌市は負担率が高いですね。他にございませんか。ご質問がなければ、これにて質疑を終了します。

ただいまのご意見などを踏まえて、事務局は答申書案を作成願います。会議は十分ほど休憩を取りたいと思います。よろしくお願いいたします。

(休憩)

○鈴木会長

会議を再開します。事務局より答申書案を委員のみなさまに配付いたしますので、内容のご確認をお願いします。

答申書案について、ご意見、ご質問、修正箇所などはございますでしょうか。

ないようですので答申書につきましては、お示しした内容により、答申することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○鈴木会長

ご異議なしとのことですので、答申書につきましてはこの案のとおりとします。

答申書の取り扱いについてですが、本日、ご確認をいただきましたので、後日、加藤市長へ答申書を渡したいと思いますが、答申書の提出については、私に一任していただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、後日私から市長へ答申書を渡したいと思います。

## 6 その他

○鈴木会長

次に、次第6その他になります。委員の皆さまから何かございますか。では、事務局から何かございますか。

○事務局（佐々木課長）

事務局より次回の審議会についてでございます。次回は、日程調整の結果、2月18日（火）午前10時00分からの開催を予定しており、継続審議となっていた「第5次石狩市地域福祉計画の策定について」ご審議と答申をいただきたいと思いますと考えております。

開催案内文は、先週金曜日に発送しておりますが、会議資料につきましては、2月10日(月)までのパブリックコメントで寄せられた意見と検討結果を踏まえたものとなるため、当日配付となる予定ですのでご了承ください。

事務局からは以上です。

## 7 閉会

### ○鈴木会長

ありがとうございました。次回は、2月18日、午前10時から開催ということでございます。それでは、以上ですべての議事が終了しました。これにて令和6年度第4回石狩市社会福祉審議会を閉会いたします。皆様、ありがとうございました。

上記会議の経過を記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和 7 年 2 月 17 日

会 長 鈴木 幸 雄 \_\_\_\_\_

署名委員 澤 田 茂 明 \_\_\_\_\_

署名委員 菊 池 道 雄 \_\_\_\_\_